



す。但しあまり大規模に全國共販をやるとかいうようなことが、獨禁法の規定には反しないとしても、その獨禁法の精神に違反することなきやという點に關しまして、疑いはあるのであります。従いまして獨占禁止法の第二十四條に、小規模の業者の組合というふうなものを除外しております。この二十四條の規定にびつたり合うようなことに商工協同組合を改組したらどうかという點で、獨禁法との問題があるわけでございます。

○笹口委員 今の二十四條の小規模の事業者というものを解釋いたしまするのに、小規模の事業者とは個々の個人の事業者を言うのであるか、または法人をも含めるものであるか。法人と申しまして、日本には非常に諸外國に例を見ない資本金一萬圓、二萬圓というような合資會社、合名會社、あるいは有限會社という法人もございしますが、これなどは日本の習慣としては小規模の事業者というふうに私どもは解釋し、また從來法律でもそういうふうに取り扱つておると思うのであります。この點についていかにお考えになりますか、承つておきたいと思ひます。

○黃田政府委員 獨占禁止法の二十四條に規定しております小規模の組合というもののメンバーは、獨禁法では個人のみならず、小規模の法人がはいることは一向差支えないというふうに解釋いたしております。

○喜多委員長 それでは本日はこの程度で質疑を終了いたして、懇談に入つて御相談申し上げることにいたしますから、これで散會いたします。

午前十一時三十一分散會

昭和二十三年一月五日印刷

昭和二十三年一月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局